

平成 23 年 3 月 29 日一部改正
令和 2 年 2 月 12 日一部改正
令和 5 年 3 月 20 日一部改正

がん診療施設情報ネットワーク事業実施要綱

1 目的

本事業は、我が国におけるこれまでの対がん戦略等の成果を、医療従事者をはじめ広く国民に普及・還元するという観点から、国立研究開発法人国立がん研究センターに整備されたネットワークシステムを活用し、がんに関する最先端の情報や技術を効率よく還元し、我が国のがんの診療及び研究レベルの一層の向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、全国がんセンター協議会の構成施設及び都道府県がん診療連携拠点病院（以下「都道府県がん診療連携拠点病院等」という。）とする。

※ 全国がんセンター協議会とは、国立研究開発法人国立がん研究センターを中心とし、がんその他の悪性新生物の医療、調査研究および研修を行う公立病院またはこれに準じる医療施設で構成されている。

※ 都道府県がん診療連携拠点病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 16 号健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、厚生労働大臣が都道府県がん診療連携拠点病院として指定した医療機関をいう。

3 事業の内容

この事業は、国立研究開発法人国立がん研究センターに導入されているがん診療施設情報ネットワークシステム（テレビカンファレンス機能、情報流通機能等）の通信回線を活用して都道府県がん診療連携拠点病院等と結ぶことにより、地方におけるがんの診療及び研究を支援するために必要な設備費用を補助する事業である。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他の留意事項

- (1) この事業を推進するに当たっては、国立研究開発法人国立がん研究センター等関係機関と密接な連携を取り、事業の円滑な実施を図るものとする。
- (2) この事業により収集した個人情報等の取り扱いについては、各都道府県の個人情報保護に関する条例等の主旨に沿い、十分配慮して取り扱うものとする。